



第101回  
定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時

**開催場所** 名古屋市港区入船一丁目7番40号  
当社 本社2階 アミティホール

**議案** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9359/>



証券コード 9359  
2024年6月5日

株 主 各 位

名古屋市港区入船一丁目7番40号

**伊勢湾海運株式会社**

代表取締役社長 高 見 昌 伸

## 第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイト「第101回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.isewan.co.jp/ir/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9359/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市港区入船一丁目7番40号  
当社 本社2階 アミティホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第101期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

1. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット及び書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
3. 議案に対して賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ・連結計算書類の「連結注記表」
    - ・計算書類の「個別注記表」

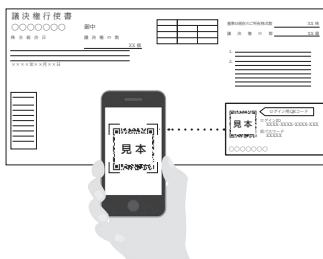


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当連結会計年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、2024年1月に迎えた設立75周年の記念配当を加え、以下のとおり第101期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき16円

その内訳	普通配当	12円
	特別配当	2円
	設立75周年記念配当	2円

配当総額 405,972,368円

なお、中間配当金として1株につき金12円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金28円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の当社第100回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役分4千万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

当般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5千万円以内として設定いたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。

また、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.29%程度（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.9%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に

特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数80,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行により行動制限が緩和されたことや雇用・所得環境が改善する下で、景気は緩やかに回復しました。しかし、世界的な金融引き締めの影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として不透明な状況が続きました。

名古屋港における物流業界の輸出入貨物におきましては、前年度同期に比して微増しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、企業体質の強化を図ってまいりました。取扱貨物量が減少するなか、当社グループが築き上げてきたネットワークを最大限に活かしたサービスを提供し、お客様からの信頼の獲得と満足度向上に努めてまいりました。また、リニューアルした経営理念をグループ全体に浸透させ、お客様と従業員をはじめとするステークホルダーの皆様が満足できるような、社会から認められる企業となるべく取り組んでまいりました。

こうした取り組みを進めてまいりましたが、金属加工機をはじめとした取扱貨物量全般が伸び悩み、また、一時的に高騰していた海上運賃が沈静化したことにより、当連結会計年度の売上高は566億9千9百万円（前連結会計年度比19.0%減）となりました。

作業種別の内訳は次のとおりであります。

船内荷役料70億8千8百万円（前連結会計年度比0.3%減）、はしけ運送料4千7百万円（同9.8%減）、沿岸荷役料75億4千7百万円（同14.5%減）、倉庫料35億5千3百万円（同17.8%増）、海上運送料116億2百万円（同51.1%減）、陸上運送料68億5千4百万円（同1.5%減）、附帯作業料198億8千万円（同1.5%減）、手数料1億2千5百万円（同0.3%減）であります。

利益面におきましては、減収による影響により、営業利益は31億7千万円（前連結会計年度比45.8%減）、経常利益は39億8千1百万円（同39.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億9千9百万円（同41.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は33億17百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・ 荷役及び輸送機器
- ・ 施設関連
- ・ 土地

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300百万円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2023年9月1日付で、名京倉庫株式会社の全株式を取得し、子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 98 期 (2021年3月期)	第 99 期 (2022年3月期)	第 100 期 (2023年3月期)	第 101 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	41,759	52,074	69,994	56,699
経常利益(百万円)	1,301	3,614	6,596	3,981
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	826	2,232	4,241	2,499
1株当たり当期純利益 (円)	33.34	89.99	171.00	101.62
総 資 産(百万円)	44,859	49,137	54,746	56,551
純 資 産(百万円)	34,984	37,113	41,443	44,970
1株当たり純資産額 (円)	1,366.22	1,448.13	1,611.81	1,786.70

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 コ ク サ イ 物 流	50,000 <sup>千円</sup>	38.0% [46.0%]	物流事業
名 京 倉 庫 株 式 会 社	30,000 <sup>千円</sup>	100%	物流事業
ISEWAN (THAILAND) CO., LTD.	255,000 <sup>千THB</sup>	49.0% [51.0%]	物流事業
I S E W A N U . S . A . I N C .	1,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
I S E W A N E U R O P E G m b H	1,750 <sup>千EUR</sup>	100%	物流事業
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	1,500 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
I S E W A N ( H . K . ) L I M I T E D	1,500 <sup>千HKD</sup>	100%	物流事業
P T . I S E W A N I N D O N E S I A	23,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	2,000 <sup>千USD</sup>	100%	物流事業
I S E W A N D E M E X I C O S . A . D E C . V .	186,000 <sup>千MXN</sup>	100% (0.5%)	物流事業
台 灣 伊 勢 湾 股 份 有 限 公 司	25,000 <sup>千TWD</sup>	100%	物流事業
P T . I S J A Y A L O G I S T I K	26,000 <sup>百万IDR</sup>	100% (100%)	物流事業

- (注) 1. 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合で内数であります。  
2. 議決権比率欄の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。  
3. 2023年9月1日に名京倉庫株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、堅調な企業収益等を背景とした設備投資や雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されております。しかし、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く国際物流業界におきましては、海外経済の持ち直しが続くなかで、景気が持ち直していくことが期待されます。しかし、海外景気の下振れリスクや紅海危機による海上物流への影響等に留意する必要があります。また、東南アジアをはじめとする新興市場の拡大や資源獲得競争の激化、国内人口減少による労働力不足等、先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況下にあります。当社ではステークホルダーに対して会社の目指すべき姿を明確に示すために2024年5月に中期経営計画を策定し、スローガンを「Challenge～つなぐ物流で未来へ」としました。国内物流施設の再編で、顧客ニーズに合致した倉庫・設備の選定、高度化といった戦略的投資を行ってまいります。また、的確な提案力を備えた人材の計画的な育成や多様な人材が働ける環境、活躍できる仕組みの整備にも注力していくことで持続的成長が可能な安定経営を実現してまいります。

株主各位におかれましては、従来に増してご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ・港湾運送事業
- ・倉庫業
- ・海上運送業
- ・陸上運送業
- ・通関業
- ・航空運送代理店業
- ・梱包業
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の運送並びに再生処理業

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

国内： 本 社 名古屋市港区  
東 京 支 店 東京都江東区  
大 阪 支 店 大阪市西区  
東 海 支 店 愛知県東海市  
豊 橋 支 店 愛知県豊橋市  
富 山 支 店 富山県射水市  
信 越 支 店 長野県諏訪市  
セントレア事業所 愛知県常滑市  
金城事業所・空見事業所・稲永事業所・東名港事業所・  
東名港鋼材センター [以上名古屋市港区]、  
西名港事業所・西四区梱包所・西部事業所 [以上愛知県海部郡]、  
弥富事業所・弥富梱包所 [以上愛知県弥富市]

海外： 大連事務所 [中国]

② 子会社

国内： 株式会社コクサイ物流 [名古屋市港区]  
名京倉庫株式会社 [愛知県海部郡]

海外： ISEWAN (THAILAND) CO.,LTD. [タイ]  
ISEWAN U.S.A. INC. [米国]  
ISEWAN EUROPE GmbH [ドイツ]  
伊勢湾(広州)国際貨運代理有限公司 [中国]  
ISEWAN (H.K.) LIMITED [中国]  
PT.ISEWAN INDONESIA [インドネシア]  
伊勢湾(上海)国際貨運代理有限公司 [中国]  
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V. [メキシコ]  
台湾伊勢湾股份有限公司 [台湾]  
PT.IS JAYA LOGISTIK [インドネシア]

(7) **従業員の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,263名	9名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
755名	3名増	41.9歳	18.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) **主要な借入先** (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	291百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,487,054株
- ③ 株主数 3,347名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 洋 海 運 株 式 会 社	6,112千株	24.08%
伊 勢 湾 海 運 取 引 先 持 株 会	1,208	4.76
伊 勢 湾 陸 運 株 式 会 社	1,153	4.54
伊 勢 湾 海 運 従 業 員 持 株 会	1,037	4.08
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,036	4.08
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	970	3.82
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	957	3.77
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	679	2.67
株 式 会 社 ノ リ タ ケ カ ン パ ニ ー リ ミ テ ド	561	2.21
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	460	1.81

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,113,781株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	高見昌伸	伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司 董事長
代表取締役 副社長執行役員	森光男	営業統括 名京倉庫株式会社 代表取締役社長 ISEWAN EUROPE GmbH 取締役社長 台灣伊勢湾股份有限公司 董事長
代表取締役 副社長執行役員	高橋昭彦	管理統括
取締役 専務執行役員	松波雄治	国際事業・航空事業・港運事業・倉庫管理部、 富山支店 統括
取締役	菅野孝一	公益財団法人交通遺児等育成基金 専務理事
取締役	間瀬宏	株式会社井高 専務取締役 営業本部長
常勤監査役	上嶋守	
監査役	水野聡	みずの総合法律事務所 所長
監査役	中村誠一	公認会計士中村誠一事務所 所長

- (注) 1. 取締役菅野孝一、間瀬宏の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役水野聡、中村誠一の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中村誠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役菅野孝一、間瀬宏、監査役水野聡、中村誠一の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
富 田 英 治	2023年6月29日	任期満了	取締役
中 野 正 芳	2023年6月29日	辞任	常勤監査役
松 波 雄 治	2024年3月31日	辞任	取締役 専務執行役員 国際事業・航空事業・港運事業・倉庫 管理部、富山支店 統括

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### 1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上への貢献意欲等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例及び原則年3回の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任を受けた代表取締役社長は、報酬の決定に際して、委任された権限が適切に行使されるように、指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとしております。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	296 (17)	296 (17)	—	—	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	40 (18)	40 (18)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外役員)	337 (36)	337 (36)	—	—	11 (5)

(注) 1. 上表には2023年6月29日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第100回定時株主総会において年額5億円以内(うち社外取締役4千万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)です。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

4. 取締役会は、代表取締役社長社長執行役員高見昌伸氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑥ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役菅野孝一氏は、公益財団法人交通遺児等育成基金の専務理事であります。

取締役間瀬宏氏は、株式会社井高の専務取締役営業本部長であります。

監査役水野聡氏は、みずの総合法律事務所の所長であります。

監査役中村誠一氏は、公認会計士中村誠一事務所の所長であります。

当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間に開示すべき関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

役 職 及 び 氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 菅 野 孝 一	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、指名報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席いたしました。運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流政策における継続的な推進において、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 間 瀬 宏	2023年6月29日就任以降開催された取締役会9回のうち8回に、また、指名報酬委員会の委員として2023年6月29日就任以降開催された委員会2回の全てに出席いたしました。経営者及び営業としての知見を活かして特に当社の経営に対して、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 水 野 聡	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 中 村 誠 一	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。財務、会計における豊富な知見や公認会計士として専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社海外子会社ISEWAN EUROPE GmbHについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第5条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に対し掲示し、周知徹底を図ることとする。
  - 2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口へ報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。
  - 3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。
  - 4) 監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - 5) 内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む。）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

- 2) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下ア)からサ)のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。
- ア) 会社の過失により取引先及び顧客に多大なる損害を与えたとき
  - イ) 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
  - ウ) 重大な労働災害を発生させたとき
  - エ) 営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき
  - オ) 重要な取引先が倒産したとき
  - カ) コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき
  - キ) 不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき
  - ク) 経営幹部が誘拐又は殺害されたとき
  - ケ) 株式が買い占められたとき
  - コ) 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
  - サ) その他会社の存続に関わる重大な事案が発生したとき
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営層によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
  - 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。
- ⑤ 当社及び子会社等(以下、併せて「グループ会社」という。)から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。
  - 2) グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要ときに内部監査を実施することとする。
  - 3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制  
当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めることとしている。  
なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。

4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。また、コンプライアンスガイドブックにより、法令遵守の周知を図っている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という。）に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

- ⑩ 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益通報者保護規程に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

- ⑪ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

- 1) 反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
- 2) 弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
- 3) 所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスについて

当社の役員及び従業員はコンプライアンスガイドブックを社内イントラネットの掲示板にいつでも閲覧できる環境下であり、実務幹部会で定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を行っている。また、コンプライアンスへの理解を深めるための教育及び研修を行い、法令及び定款を遵守するため継続的な取組に努めている。

- ② 取締役の職務の執行について

取締役会を12回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っている。

③ 子会社における業務の適正の管理について

当社の取締役、執行役員及び管理職以上の者が子会社各社の役員を兼務しており、子会社取締役の職務執行を監督し、当社と子会社間において共通認識のもと経営を進めている。また、海外子会社については、毎月「業務報告書」を提出させ、経営内容等の把握に努めている。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会を16回開催し、監査方針及び監査計画の決定や職務の執行状況の報告を行うとともに、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。また、監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と4回会合を開き定期的に意見交換を行い、意思疎通を図っている。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>26,453,020</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,897,562</b>
現金及び預金	17,592,263	買掛金	3,502,254
受取手形	198,720	短期借入金	66,396
売掛金	6,529,389	1年内返済予定の長期借入金	117,418
契約資産	211,096	リース債務	250,396
その他	1,933,980	未払法人税等	173,403
貸倒引当金	△12,429	賞与引当金	1,069,840
		その他	1,717,853
<b>固 定 資 産</b>	<b>30,098,053</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,682,788</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>22,499,661</b>	長期借入金	344,844
建物及び構築物	5,869,486	リース債務	514,723
機械装置及び運搬具	1,346,938	退職給付に係る負債	3,275,415
土地	14,363,299	資産除去債務	197,662
リース資産	136,038	その他	350,142
建設仮勘定	43,197	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,580,351</b>
その他	740,700	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>71,953</b>	株 主 資 本	39,587,609
その他	71,953	資 本 金	2,046,941
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>7,526,438</b>	資 本 剰 余 金	1,478,058
投資有価証券	6,172,466	利 益 剰 余 金	37,696,895
出 資 金	1,760	自 己 株 式	△1,634,285
長期貸付金	286,794	その他の包括利益累計額	3,748,283
繰延税金資産	420,484	その他有価証券評価差額金	2,506,085
その他	670,867	為 替 換 算 調 整 勘 定	912,263
貸倒引当金	△25,933	退職給付に係る調整累計額	329,934
<b>資 産 合 計</b>	<b>56,551,073</b>	非 支 配 株 主 持 分	1,634,830
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>44,970,722</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>56,551,073</b>

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	56,699,891
売上総利益	43,890,188
販売費及び一般管理費	12,809,702
営業利益	9,638,850
受取利息	3,170,852
受取配当金	94,386
受取投資利益	140,137
受取貸料他	250,542
受取差益	61,837
受取投資利	105,636
受取貸料他	183,129
営業外費用	835,670
支払利息	17,797
支払償還	3,367
支払利息	3,431
経常利益	24,595
特別利益	3,981,927
固定資産売却益	14,802
投資有価証券売却益	2,604
特別損失	17,407
固定資産売却損	3
固定資産除却損	49,997
役員権評価損	1,500
税金等調整前当期純利益	51,500
法人税、住民税及び事業税	3,947,834
法人税等調整額	1,206,529
当期純利益	1,232,512
非支配株主に帰属する当期純利益	2,715,321
親会社株主に帰属する当期純利益	216,036
	2,499,285

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,046,941	1,464,060	36,053,092	△1,218,638	38,345,455	1,422,543	158,817	54,490	1,635,851	1,462,533	41,443,840
連結会計年度中の変動額											
剰 余 金 の 配 当			△855,481		△855,481						△855,481
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,499,285		2,499,285						2,499,285
自 己 株 式 の 取 得				△415,647	△415,647						△415,647
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		13,997			13,997						13,997
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )						1,083,541	753,445	275,443	2,112,431	172,296	2,284,727
連結会計年度中の変動額合計	-	13,997	1,643,803	△415,647	1,242,154	1,083,541	753,445	275,443	2,112,431	172,296	3,526,881
当 期 末 残 高	2,046,941	1,478,058	37,696,895	△1,634,285	39,587,609	2,506,085	912,263	329,934	3,748,283	1,634,830	44,970,722

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>17,559,257</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,775,978</b>
現金及び預金	9,861,224	買掛金	3,322,337
受取手形	185,011	リース債務	25,213
売掛金	5,690,695	未払金	672,114
契約資産	190,866	未払費用	286,374
前払費用	664,636	未払法人税等	85,678
その他の	968,186	預り金	356,146
貸倒引当金	△1,365	賞与引当金	952,900
<b>固 定 資 産</b>	<b>29,625,203</b>	その他の	75,214
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>14,950,940</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,740,700</b>
建物	3,679,201	リース債務	31,556
構築物	204,385	長期未払金	96,747
機械及び装置	654,927	退職給付引当金	3,413,529
車両運搬具	292,004	資産除去債務	197,662
器具備品	106,651	その他の	1,204
土地	9,920,038	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,516,679</b>
リース資産	50,533	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	43,197	<b>株 主 資 本</b>	<b>35,217,582</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>66,216</b>	資本金	2,046,941
その他の	66,216	資本剰余金	1,374,676
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>14,608,046</b>	資本準備金	1,374,650
投資有価証券	5,583,427	その他資本剰余金	25
関係会社株式	5,078,445	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>33,020,982</b>
出資金	1,360	利益準備金	511,735
関係会社出資金	583,231	その他利益剰余金	32,509,246
長期貸付金	286,794	固定資産圧縮積立金	474,555
関係会社長期貸付金	2,713,324	別途積立金	25,360,000
破産更生債権等	3,566	繰越利益剰余金	6,674,691
長期前払費用	79,878	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,225,016</b>
繰延税金資産	511,864	評価・換算差額等	2,450,198
保証金	358,195	その他有価証券評価差額金	2,450,198
会員権	106,300	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>37,667,781</b>
貸倒引当金	△698,341	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>47,184,460</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>47,184,460</b>		

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	47,271,207
売上原価	38,378,757
売上総利益	8,892,450
販売費及び一般管理費	6,673,565
営業利益	2,218,884
営業外収益	
受取利息	44,471
受取配当金	279,648
受取替差益	87,919
受取賃料	130,117
その他	117,580
営業外費用	
支払利息	2,756
減価償却費	3,367
その他	606
経常利益	6,730
特別利益	2,871,890
固定資産売却益	3,609
投資有価証券売却益	2,604
特別損失	
固定資産除却損	49,991
役員権評価損	1,500
税引前当期純利益	51,491
法人税、住民税及び事業税	2,826,614
法人税等調整額	785,000
当期純利益	5,313
	790,313
	2,036,300

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計			そ の 他 有 価 証 券 評 価 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	504,896	24,360,000	6,463,531	31,840,162	△809,369	34,452,410	1,385,963	35,838,374
事 業 年 度 中 の 変 動 額													
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△30,341		30,341	-		-		-
別 途 積 立 金 の 積 立							1,000,000	△1,000,000	-		-		-
剰 余 金 の 配 当								△855,481	△855,481		△855,481		△855,481
当 期 純 利 益								2,036,300	2,036,300		2,036,300		2,036,300
自 己 株 式 の 取 得										△415,647	△415,647		△415,647
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)												1,064,234	1,064,234
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△30,341	1,000,000	211,160	1,180,819	△415,647	765,172	1,064,234	1,829,406
当 期 末 残 高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	474,555	25,360,000	6,674,691	33,020,982	△1,225,016	35,217,582	2,450,198	37,667,781

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

伊勢湾海運株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 場 喬 志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢湾海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

伊勢湾海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀 場 喬 志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

伊勢湾海運株式会社	監査役会
常勤監査役 上 嶋	守 ⑩
社外監査役 水 野	聡 ⑩
社外監査役 中 村	誠 一 ⑩

以 上

